

# 品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱第229号

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護サービスを提供する事業者に対し、生活介護延長受入運営費助成事業（以下「本事業」という。）を行うことにより、延長受入れ可能な事業者数および利用者数の拡大を促進し、障害者の居場所の確保および介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

## (助成内容)

第2条 この要綱の規定により行う助成内容は、法第19条の規定に基づき品川区（以下「区」という。）が支給決定または措置決定をしている者を対象として、午前9時から午後5時までを除く時間に施設内における受入れ（以下「延長受入れ」という。）を行った場合、事業者に対し、利用者1名につき2,500円の日額単価に、該当する処遇を行った日数を乗じて得た額を助成するものとする。

2 前項の規定は、法第5条第10項に規定する施設入所支援と合わせて延長受入れを行う利用者については、対象としない。

## (対象事業者)

第3条 本事業の助成対象事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 区内に住所を有する事業者
- (2) 法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業者

## (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める期限までに、生活介護延長受入運営費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者指定通知書の写し
- (2) その他区長が必要と認める書類

## (助成金の交付決定等)

第5条 区長は、助成金の交付申請があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、生活介護延長受入運営費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 実施状況報告

区長は、助成事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、事業の実

施状況、経理状況およびその他必要な事項について報告を徴し、または検査を行うことがある。

(2) 是正のための措置

区長は、前号による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める交付の条件に適合しないと認められるときは、当該助成事業等につき、対象事業者に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 事故報告等

対象事業者は、助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由およびその他必要事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行命令等

ア 区長は、対象事業者が提出する報告書および地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の助成事業等が交付決定の内容およびこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、対象事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 対象事業者がアの命令に違反したときは、区長は、対象事業者に対し、当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、対象事業者が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、区長は、次号の規定により当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(5) 交付決定の取消し

ア 区長は、対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(ア) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(イ) 助成金を他の用途に使用したとき

(ウ) 助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

イ 区長は、アの規定により交付決定を取り消したときは、生活介護延長受入運営費助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により、当該交付決定を取り消された対象事業者に対し通知するものとする。

(6) 補助金の返還

区長は、対象事業者に係る交付の決定の全部または一部を取り消した場合は、期限を定めて当該部分に係る助成金の返還を命じるものとする。

(7) 違約金

ア 対象事業者は、(5)により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、対象事業者の納付した

金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(8) 事情変更による届出

- ア 対象事業者は、助成金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかに生活介護延長受入運営費助成金変更届（第4号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。
- イ 区長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、生活介護延長受入運営費助成金変更決定通知書（第5号様式）により通知する。

(9) 他の助成金等の一時停止等

区長は、対象事業者が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約金の全部もしくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務または、事業について交付すべき助成金があるときは、相当の程度においてその交付を一時停止し、または当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(10) 関係書類の保管

対象事業者は、この助成金の交付に係る収入、支出その他関係書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(助成金の請求および支払い)

第6条 前条第1項の規定による助成金の決定通知を受けた対象事業者は、別に定める期限までに、生活介護延長受入運営費助成金請求書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 介護給付費・訓練等給付費等明細書  
(2) その他区長が必要と認める書類

- 2 区長は、対象事業者からの請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、第2条第1項に定める額を助成する。
- 3 前項の規定による助成金の請求受付は、年度2回行うものとする。ただし、補助金額について変更が生じた場合その他特段の事情が認められる場合は、この限りではない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

生活介護延長受入運営費助成金交付申請書

生活介護延長受入運営費助成について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称			
事業所の所在地			
助成申請予定期間	年 月 ~ 年 月 ( 月分)		
申請予定額	円		
(内訳) *	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
添付書類	(1) 指定障害福祉サービス事業者指定通知書の写し (2) その他区長が必要と認める書類		

※ (内訳) の欄は、利用者ごとに算出した延長受入を実施する日数の合計を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

年      月      日  
様

品川区長                          印

生活介護延長受入運営費助成金交付（不交付）決定通知書

年      月      日付で申請のあった生活介護延長受入運営費助成金の交付について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

□交付

1 交付決定金額                          円  
(内訳)

2 助成の条件

品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第2項に定める事項を条件として交付する。

□不交付

(理由)

第3号様式（第5条関係）

年　　月　　日

品川区長

印

生活介護延長受入運営費助成金交付決定取消通知書

年　　月　　日付で決定した生活介護延長受入運営費助成金交付については、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第2項第5号に該当するため、交付決定を取り消したので通知します。

記

1 事業所名

2 交付決定の取消事由（要綱第5条第2項第5号）

- (ア) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (イ) 助成金を他の用途に使用したとき
- (ウ) 助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

生活介護延長受入運営費助成金変更届

生活介護延長受入運営費助成について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第2項第8号の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容			
変更年月日	年	月	日
変更後申請予定額	円		
(内訳) *	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
	年 月分 2500円×	日分=	円
添付書類			
変更に係る書類一式			

※ (内訳) の欄は、利用者ごとに算出した延長受入を実施する日数の合計を記入してください。

第5号様式（第5条関係）

年      月      日  
様

品川区長                  印

生活介護延長受入運営費助成金変更決定通知書

年      月      日付で申請のあった生活介護延長受入運営費助成金の変更について、品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第5条第2項第8号の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

□交付

交付決定金額（変更）                  円  
(内訳)

第6号様式（第6条関係）

年　月　日

品川区長　あて

所在地  
申請者　名称  
代表者氏名

生活介護延長受入運営費助成金請求書

年　月　日で交付決定のあった品川区生活介護延長受入運営費助成事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業所の名称						
事業所の所在地						
請求額	円					
(内訳) *	年　月分2500円×　　日分=　　円					
※複数月請求の場合、 月毎内訳を追記 してください。	年　月分2500円×　　日分=　　円					
年　月分2500円×　　日分=　　円						
年　月分2500円×　　日分=　　円						
年　月分2500円×　　日分=　　円						
年　月分2500円×　　日分=　　円						
年　月分2500円×　　日分=　　円						
年　月分2500円×　　日分=　　円						
添付書類						
(1) 介護給付費・訓練等給付費等明細書 ※実績報告となるため、必ず提出してください。						
(2) その他区長が必要と認める書類						

※(内訳)の欄は、利用者ごとに算出した延長受入を実施する日数の合計を記入してください。